

町民の皆さんへ



甲佐町ふるさと応援チケット事業

【甲佐町ふるさと応援チケットとは？】

『ふるさと応援チケット』は甲佐町が発行する利用期限付商品券です。新型コロナウイルス感染症感染拡大における、原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援を目的として、地域における低迷した消費経済の活性化を図るために『ふるさと応援チケット』を発行します。

【発行対象者】

令和4年9月13日時点で、甲佐町の住民基本台帳に登録されている町民の皆様。

【発行内容】

1枚あたりの額面、1,000円のふるさと応援チケットを

お一人様につき3枚(3,000円分)送付します。

【ふるさと応援チケット利用期間】

令和4年11月14日(月)～令和5年1月11日(水)まで。

※利用期間を過ぎたふるさと応援チケットは無効となり、利用できません。

【ふるさと応援チケット利用取扱店】

甲佐町内で取扱店登録をしてある店舗です。

(店舗入口等にポスター等掲示)

【ふるさと応援チケットの利用対象にならないもの】

- (1) 出資や債務の支払い(税金、振込手数料、電気、ガス、水道料金等)。
- (2) 金、プラチナ、銀、有価証券、商品券(ビール券、図書券等)、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金制の高いものの購入。
ただし、甲佐町内の店舗が独自に発行する前売券(お買物券・お食事券など)等で発行する店舗でしか使用できないものの購入を除く。
- (3) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)
第2条第3号に規定する製造たばこの購入。
- (4) 土地・家屋購入・家賃・地代・駐車料(一時預かりを除く)等の不動産に関わる支払い。
- (5) 現金との換金、金融機関への預け入れ。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払い。
- (7) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの。
- (8) 各参加店舗が指定するもの。
- (9) その他ふるさと応援チケットの発行趣旨にそぐわないもの。

お問い合わせ先

甲佐町地域振興課 甲佐町豊内719-4 ☎096-234-1154

甲佐町商工会 甲佐町豊内719-2 ☎096-234-0272